

○住田町森林・林業担い手対策事業費補助金交付要綱

令和2年6月1日告示第20号

(一部改正) 令和5年3月3日告示第81号

住田町森林・林業担い手対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

住田町森林・林業担い手対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 林業就業者の確保及び新規雇用者の就労の安定化に必要な対策を実施することにより、林業の活性化を図るため、住田町内に事務所又は事業所を有する森林組合等林業事業体（以下「林業事業体」という。）が行う住田町森林・林業担い手対策事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(事業の内容)

第2 事業の内容は次に定めるところによる。

(1) 事業実施主体

林業事業体とする。

(2) 補助金交付対象となる研修（以下「研修」という。）

別表1のとおりとする。

(3) 補助対象経費

研修に直接要する経費（受講費、テキスト代、交通・宿泊費）の合計額から、これらの経費をその対象として国・県等から交付される助成金及び補助金等を控除した額とする。

(4) 補助率

補助対象経費の2分の1以内とする。なお、1円未満の端数は切捨てる。

(補助金の取下期日)

第3 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び期日)

第4 規則に定める書類及び提出期日は、別表2のとおりとする。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和2年度告示第20号）

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 林業担い手対策事業費補助金交付要綱（平成19年住田町告示第47号）及び住田町林業機械化研修事業費補助金交付要綱（平成20年住田町告示第5号）は廃止する。

附 則（令和4年度告示第81号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

	補助金交付対象となる研修等の区分	具体的な研修等名
1	林業就業に必要な知識・技術・技能の習得に要する研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・大型免許・大型特殊免許取得に係る講習 ・普通救命講習 ・刈払機取扱い作業者の安全衛生教育 ・伐木等の業務従事者に係る特別教育 ・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 ・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育 ・簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育 ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 ・機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 ・不整地運搬車運転技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習 ・玉掛け技能講習 ・森林作業士（フォレストワーカー）研修
2	効率的・効果的な林業作業の促進に係る先進的技術の習得に資する研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・一等無人航空機操縦士、二等無人航空機操縦士のライセンス又はドローン操縦士回転翼3級～1級の取得に係る講習 ・GISの操作技術習得に係る講習
3	その他町長が必要と認める研修等	

別表 2

条項	提出書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住田町森林・林業担い手対策事業費補助金交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 	第1号 第2号 第3号	事業を開始しようとする日から14日以前
規則第6条の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住田町森林・林業担い手対策事業変更（中止、廃止）承認申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 	第4号 第2号 第3号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内
規則第13条第1項の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住田町森林・林業担い手対策事業費補助金交付請求書 ・事業実績書 ・収支精算書 	第5号 第2号 第3号	事業が完了した日から14日以内